別添１

入　札　公　告

下記の物品調達について、一般競争入札を執行するので、藤枝市財務規則（昭和 52 年藤枝市規則第 11 号）第１２２条の規定に基づき公告します。

令和８年１１月２４日

藤枝市長　　北村　正平

１　担当部局

〒４２６－８７２２　静岡県藤枝市岡出山一丁目１１番１号

藤枝市　総務部　契約検査課　電話番号：０５４－６４３－３２４９

メールアドレス：keiyakukensa@city.fujieda.shizuoka.jp

２　入札に付する事項

(1)　入 札 番 号　　（物入）第１７号

(2)　案　件　名　　（仮称）新学校給食センター　調理備品

(3)　数　　量　　設計図書のとおり

(4)　規 格 寸 法　　設計図書のとおり

(5)　納 入 期 限　　令和１０年７月３０日

(6)　納 入 場 所　　設計図書のとおり

なお、(5)、(6)については、受注者と発注者が事前に協議を行うものとする。

３　入札に参加するために必要な資格

(1)　地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しないこと。

(2)　藤枝市における物品の製造等入札参加資格を有している者のうち、「(11001) 厨房用機械器具」又は「(10503) 給食用器材」に登録があること。

(3)　藤枝市内に本社又は支店・営業所を有していること。

(4)　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(5)　公告日から入札執行日まで藤枝市入札参加資格停止措置要綱（平成 25 年 12 月６日施行）による入札参加停止措置の期間中でない者又は入札参加資格確認通知書を受けた者が開札日までに物品購入等の契約に係る指名停止措置要件に該当する行為を行っていないこと。

(6)　次のアからオのいずれにも該当しない者であること。

ア　役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下各号において同じ。））で

あると認められる者。

イ　暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に関与していると認められる者。

ウ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者。

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者。

(7)　(1)～(6)のほか、入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係（一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合）のある複数の者の同一入札への参加は認めない。これらの者の入札は、入札に関する条件に違反した入札として、無効として取り扱う。ただし、入札に至るまでに、一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはならない。

４　入札参加資格確認申請書等の提出

この入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書（第２号様式）その他次の(3)で定める書類を提出すること。

(1)　提出期間

令和８年１１月２５日（水）から１２月４日（金）までの午前９時から午後５時まで

(2)　提出場所

上記１担当部局に同じ

(3)　提出書類

・入札参加資格確認申請書（第２号様式）

(4)　提出方法

持参、郵送、ＦＡＸ又は電子メール

(5)　入札参加資格確認結果の通知

令和８年１２月９日（水）までに、ＦＡＸ又は電子メールにより通知する

５　入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1)　入札参加資格がないと認められた者は、契約検査課長に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2)　提出期限

令和８年１２月２１日（月）午後５時まで

(3)　提出先

上記１担当部局に同じ

(4)　提出方法

書面（様式自由）により持参、郵送、ＦＡＸ又は電子メールで提出すること。

(5)　回答期限

令和８年１２月２８日（月）まで

6　設計図書の配布

(1)　配布期間

本公告日から令和９年１月１２日（火）までの午前９時から午後５時まで

(2)　配布場所

藤枝市ホームページ

(3)　配布方法

藤枝市ホームページからのダウンロード

7　設計図書に関する質問

(1)　受付期間

令和８年１２月１０日（木）から１２月２１日（月）までの午前９時から午後５時まで

(2)　提出先

上記１担当部局に同じ

(3)　提出方法

書面（様式自由）により持参、郵送、ＦＡＸ又は電子メールで提出すること。

(4)　回答方法

質問に対する回答は、入札参加資格を有すると認められたものに対し、令和８年１２月２８日（月）までに、ＦＡＸ又は電子メールにより通知する。

8　入札手続等

(1)　入札執行日時

令和９年１月１３日（水）午後２時３０分

(2)　入札執行場所

静岡県藤枝市岡出山一丁目１１番１号

藤枝市役所　西館３階　３０２会議室

(3)　入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

(4)　入札保証金

免除

(5)　入札回数

入札回数は２回とする。

(6)　不落随意契約への移行

再度の入札を実施しても落札者がない場合は、入札の状況を勘案し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定に基づき、随意契約のための見積合せ（不落随意契約）を行うことがある。この場合は、再度の入札における入札価格が最低であった者から見積書を徴取する。なお、見積書の徴取回数は、2 回を限度とする。

(7)　入札の無効

入札に際しては、物品購入競争契約入札心得、藤枝市物品調達に係る制限付き一般競争入札実施要領、藤枝市財務規則その他公示又は公表されている藤枝市の入札及び契約に関する規程に基づき執行し、それらの規程に示された条件に違反した入札は無効とする。

(8)　落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格となる総価をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(9)　入札書の封印

入札書の封印は不要とする。

9　契約保証金の納付

(1)　受注者は、この契約の締結と同時に、次のアからエまでのいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、エに掲げる保証を付する場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

ア 契約保証金の納付

イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供

ウ この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証

エ この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

(2) (1)の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（(5)において「保証の額」という。）は、契約金額の１０分の１以上としなければならない。

(3) (1)ウ又はエのいずれかの保証を付する場合は、当該保証は次のアからウに掲げる者がこの契約を解除した場合についても保証するものでなければならない。

ア　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人

イ　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人

ウ　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生債務者等

(4) 受注者がイ又はウのいずれかの保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる

担保の提供として行われたものとし、エに掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

(5) 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の１０分の１に達するまで、発注者は保証の額の増額を請求することができ、受注者は保証の額の減額を請求することができる。

(6) 受注者は、(1)の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

１０　契約の締結

(1)　本案件は、落札決定後、仮契約を締結し、藤枝市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 11 号）に基づき、議会の議決があった時に本契約となる。

ただし、議決が得られない場合は無効とし、市は損害賠償の責を負わない。

(2)　落札決定の日から仮契約締結の日の前日までの間、入札公告に係る入札参加資格要件のいずれかを満たさなくなった場合は、仮契約を締結しない。

(3)　契約に関し、仮契約締結の日から藤枝市議会の議決の日の前日までの間、入札公告に係る入札参加資格要件のいずれかを満たさなくなった場合は、仮契約を解除し、本契約を締結しない。

(4)　(2)から(3)のいずれの場合においても、落札者に損害が生じても、市は一切の損害賠償の責めを負わない。

１１　その他

(1)　本案件は電子契約の対象案件である。落札者が電子契約を希望する場合は、落札後、契約検査課の指示に従い、電子契約同意書兼メールアドレス確認書を提出すること。

(2)　入札日時を延期する場合は、入札参加資格を確認した者を対象として延期後の入札を実施する。

(3)　落札決定から契約締結までに暴力団員等、暴力団員の配偶者及び暴力団員等と密接な関係を有する者であるおそれがあると市長が認める者であることが判明した場合には当該落札決定を取り消し、契約を締結しない。

(4)　照会窓口は、藤枝市総務部契約検査課（電話０５４－６４３－３２４９）とする。